

## (初診時・再診時)選定療養費の金額変更について

当院では、厚生労働省の療養の基準に基づき、紹介状をお持ちでない患者さんにつきましては 保険診療の自己負担金の他に初診時選定療養費を頂いております。

1月より下記の通り金額を変更とさせていただきます。

ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

	令和6年1月3日まで	令和6年1月4日から
初診時の 選定療養費	4,400円	7,700円
再診時の 選定療養費	-	3,300円

※再診時選定療養費は、以下の場合にご負担頂きます。

地域の医療機関等を紹介(紹介状を交付)したにもかかわらず、引き続き当院で受診し他院からの紹介状を持参していない場合。

地域の医療機関等を紹介する申し出を行ったにもかかわらず、引き続き当院での受診を希望された場合(紹介状を交付するに至らなかった場合)。

### Q選定療養費とは・・・?

高知病院など病床数が200を超える病院は、基本的に診療所等からの紹介状を受けて診察を行っています。

しかし、紹介状なしで当院を最初から受診する場合は、患者さん本人が最初から「選定」したとして、別途費用の負担があります。この費用が選定療養費です。

### Q複数の診療科を受診すると・・・?

複数の診療科を受診し、紹介状や院内紹介がなかった場合、それぞれの診療科で選定療養費がかかる場合もあります。



ご不明な点がございましたら、  
1番・2番窓口までお越しください。